

## 令和3年度第2回兵庫県環境審議会水環境部会議事概要

日 時 令和3年12月15日(水) 10:00～12:00

場 所 WEB会議（兵庫県民会館 1202号室）

### 議 事

(1) 審議事項

栄養塩類管理計画の策定について

(2) 報告事項

瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の令和3年度点検・評価結果等

出席者 兵庫県環境審議会水環境部会委員  
部会長 藤田 正憲  
委 員 大久保 規子（オンライン）  
委 員 川井 浩史  
委 員 小林 悦夫  
委 員 杉山 裕子（オンライン）  
委 員 泥 俊和  
委 員 伊藤 勝正（オンライン）  
兵庫県環境審議会水環境部会特別委員  
委 員 阿保 勝之  
委 員 反田 實  
委 員 突々 淳  
委 員 藤原 建紀

(敬称略)

欠席者 なし

### 説明のため出席した者

環境部長 遠藤 英二  
環境管理局长 菅 範昭  
水大気課長 山本 竜一  
その他関係職員

## 【 議事 】

### (1) 審議事項

#### 栄養塩類管理計画の策定について

(事務局から資料 1 - 1 について説明)

(藤田部会長) :

この件について、皆様からご意見、ご質問を受けたいと思います。

(伊藤委員) :

2点確認します。3ページ目で、順応的管理プロセスにより管理していくとのことであるが、定期的な水質の調査・分析・評価は、どういうインターバルで、誰が、どのような手法でしているのか。

(事務局) :

順応的管理プロセス、いわゆる今後のモニタリング・評価ということについては、4ページにも掲載しておりますが、モニタリングの場所、頻度、項目等については、次回の部会で事務局から提案をしまして、議論をお願いしたいと考えています。

(伊藤委員) :

次の時に詳しく、ということですね。

15ページ目の栄養塩類増加措置実施者として、今は工場・事業場にアンケートをしているとのことだが、条件を聞くと非常にハードルが高いのかなと思う。この日平均 50 m<sup>3</sup>以上という事業者は何社程度あって、民間と下水処理場の比率はどうなっているのか。

(事務局) :

工場・事業場については、現在総量規制の対象となっているのは 812 社です。ほぼ工場・事業場でして、下水処理場はそのうち約 100 です。

(伊藤委員) :

そうすると、民間の事業者が①から④の条件をクリアしていくことは、特に②で有害物質が増加しないようになど、排出にあたって設備投資などの面のハードルが高いのでは。ここへの支援は、産業労働部とも連携しないといけないと思うが、いかがか。

(事務局) :

現時点では（産業労働部へは）説明していない。例えば、栄養塩類増加措置を実施するというので、確かに過剰なコストがかかるケースもあれば、逆にメンテナンス費用を差し引いてコストが削減されるケースがあるかもしれません。支援については、今のところ考えてはいません。一方で、栄養塩類増加措置については、現時点では会社の意思決定に至っていない状況もあるかと思えます。先行して、手を挙げている事業者については、①から④により選定し、栄養塩類管理計画を策定した以後はこの取組について周知をしていきますので、より多くの事業場等が、豊かな海の実現に向けて貢献をするということで、実施の意思決定をしていくのではと考えています。

(伊藤委員) :

最後にコメントですが、この計画策定にあたっては、経緯や目的も説明いただいたが、

あくまで海の生態系が乱れているということをもっと伝えた方が良いでしょう。栄養塩類の窒素と磷の話がフォーカスされて、県民の方には誤解を持たれている方もたくさんいらっしゃる。私も議員としてしっかりは説明しているが、目的の部分にそういった点も入れた方が良いでしょうのかと。

**(事務局) :**

非常に大切なご意見であると思いますので、計画策定時には反映します。

**(藤原委員) :**

15 ページの栄養塩類増加措置実施者の部分で、②の排出水の濃度・負荷量として3つの要件があるが、有害物質以外の物質が原則増加しないとある。この中で特にBOD、COD、SSについては、このような書き方であることを危惧している。工場・事業場の排出水の濃度、負荷量は、景気動向等で大きく変動するので、減ることもあれば増えることもある。そのために排水基準の上限値が決められている。現在の値から原則増加しないとすると、何もできないということになってしまう。ここは、有害物質以外のBOD、COD、SS等は排水基準を超えないということで管理することが妥当でないかと思う。特にBODについては、有機物自体を測っているわけではなく、アンモニアも測ってしまうN-BODの問題もある。CODについても陸上負荷をいくら減らしても海域のCODは変わらないという水質指標であった。このような問題のある水質指標について、排出水の濃度を変えない・増加させないということになると、窒素の増加運転も実質上出来なくなることが危惧される。

**(事務局) :**

ご意見いただきありがとうございます。資料の記載はシンプルになっていますが、工場によって事情が異なっていて、例えば、わずかな窒素量の増加に対してかなりの量のCODが増えるという場合は、なかなか認めがたいのですが、逆に窒素量はかなり増えるがCODもわずかに増える場合に、全くCODの負荷量が増えてはダメなのかということ、委員ご指摘のとおり窒素の供給の点からは厳しすぎると考えています。様々な条件を検討しましたが、ケースバイケースで幅がありますので、更に大阪湾や播磨灘と場所によっても状況が変わってきますので、原則という形で、実際は個々の事業場の状況を勘案しながら選んでいきたいと考えています。具体の工場・事業場については次回の審議会でご審議いただきたいと考えています。

**(藤原委員) :**

個別に勘案しなければいけないというところを、全体のルールの中に挙げるということはどうか。このようなルールに従って選定しますというルールに、個々の工場について個別に考えて若干増えても構わないというような、曖昧な基準値を示すことはいかがか。

**(事務局) :**

我々も、増やすことについてはナレッジ集を作ってきたという経緯はありますが、従来の削減するという事に比べますと、工場・事業場も我々も、そこまでの知見が積み重なっていないという状況です。順応的な管理プロセスにも関わってくるのですが、例えば総量削減のような5年ごとに見直すというスパンではなく、この栄養塩類管理計画はスパンが決まっています。今後の相談となりますが、極端に言えば毎年見直すということも可能となっています。経験も積み重ねながらクリアにしていきたいと思っておりますが、現段階ではこれ以上クリアにすることは力及ばずと思っております。

**(大久保委員) :**

先ほどの伊藤委員、藤原委員のご発言にも関わることとして、3点伺います。

1点目は、対象海域に関することだが、改正瀬戸内法では、生物の多様性及び生産性の確保が困難、という要件が設けられているので、瀬戸内法に基づく計画で今回の措置を行うということであれば、定性的に生物の多様性の観点を挙げたうえで、説明をいただくほうが法と整合する。この説明は可能か。

2点目は、対象物質に関することだが、同じく第12条の6第2項第2号により、先ほどの説明にあったように、栄養塩類増加措置の対象とする物質とされている。今回、全窒素についてはよく分かるが、全燐については、基本的に下限値を下回っていないし、実際に全燐濃度の増加措置は現時点で予定していないということであるから、全燐を対象物質とする必要性があるのかという質問である。比較的柔軟に計画の変更が可能ということだから、必要が生じたときに対象物質に追加するということでも良いのではないか、という疑念に対して答えてほしい。

最後の、実施者の部分であるが、兵庫県が全国に先駆けて対応してきた知見が、もちろんこの1年2年のことであるが、コントロールが難しい点や、これはできるのではないかという点など、ナレッジ集からの知見がどのように要件に反映されているのかということ、資料又は口頭説明で反映してほしい。個人的には、COD、BODは現在環境基準として設けられているのでそれ自体が不適切ということを経験した議論はできないと思うので、トレードオフの関係にあるということを経験したとして、そのバランスをどう取るのかという観点で、順応的管理という今回の議論が非常に重要になってくるという認識である。原則増加しないという意味は、原則というものには例外があるということが、法的な考え方の基本なので、先ほどの事務局の説明のとおり、これまでやってきた知見を踏まえて、まずは確実に悪影響が低いと考える範囲内で運用をしていって、その知見を蓄積するということがよいのではないか。日本の今までの規制は個別物質ごとであったが、栄養塩を増やす効果は大きいけれど、COD、BODの増加量は少ないといった様々な要素の総合的なバランスを取ることを考えていくべき時期であると考えているので、事務局の方針に、個人的には賛成する。

**(事務局) :**

ありがとうございます。生物の多様性及び生産性の部分につきましては、特に水産の中でも様々な底生魚類等が瀬戸内海には生息していることも含めて、魚種、魚類全域として資料に記載しました。不足しているところがあれば、計画の中で補完しながら、資料を作り上げていきたいと考えています。

全燐につきましては、今回の枠組みとしては栄養塩類ということですので、対象物質を全窒素と全燐とさせていただきたいということが、事務局の考え方でございます。一方で、大久保委員のご意見のとおり、全燐については現時点では望ましい濃度の範囲内にあるということから、当面の間は要件とせずにチャレンジをしていくことが、今回のスタートとしたいと事務局として考えています。

順応的管理という部分と、藤原委員の原則という部分も、ナレッジ集を見ていると、海域の状況に応じてスイッチのオン・オフが可能である事業場の取組が増えてきたところを得た知見でして、そういった事業場は先導していきたいと考えています。原則と

いうことに触れますが、例えば負荷量が増えるという計画になったとしても、COD については増えた負荷量分を別の工程で下げるなど、まずは単純に増えるということではなく様々な排水処理方法の変更を行った上で、事務局としても COD の環境基準の達成もひとつの使命でありますので、そういった所をみた上で選定していくことになろうかと考えています。

**(突々委員) :**

たくさんあるが、まずは藤原委員が言われた排水の BOD、COD の濃度と負荷量について、有害物質以外が原則増加しないということを工場・事業場に求めていくと、一切チャレンジをしないということになってしまうのではないかと思うので、藤原委員に賛成です。ここはわざわざ書く必要がなくて、抜くべきではと思う。海の中の COD の環境基準が 67%しか達成できていないことに危惧されているのであれば、これは A 類型のところはいつまでたっても達成できないという状況にあると思うので、排出のところの濃度で改めて求めていくことは避けて欲しい。

一番大きな話をすると、1 ページ目のところで、1997 年は真っ赤で非常に悪い海のように映り、現状の 2017 年が青色で、県が定めた下限値を大方のところを下回っていること表わしている。逆に、白色からピンク色のところが国が定めている環境基準のところということであれば、飾磨港と大阪湾奥が 1997 年でも問題のあった海域である。私も若いころは水をくみに行くことが仕事だったので、月に 2 回ほどは船に乗って海を見てきた。確かに、家島坊勢諸島に行く前の飾磨港を出たところは茶色い海で、大阪湾の湾奥も茶色い海だった。しかし他のところは、その時既に透明度はかなりあったことを記憶しているので、この捉え方として、ここの部分が駄目で今が貧栄養という表現は避けた方が良く思う。いつ頃が望ましい姿かというところ、栄養塩濃度だけでも明らかに 2000 年から 2004 年のところが今目標とするところに入っている。漁業はもっと高いところを本来は求めているが、今達成しようとしているところは、2000 年から 2004 年のところが播磨灘では特に望ましいところだ。10 ページの瀬戸内海の養殖業を除く兵庫県の漁獲量で表しているのが、1995 年くらいまではかなりの漁獲量があつて、そこから 1 段階下がって、また 2004 年からもう 1 段階下がっている。そしてここ 5 年程がもう 1 段階下がって、8 万トンだった漁獲量が 3 万トンまで減ってしまったということを考えると、そこに目標値を置くのか。瀬戸内法も県条例も、水産資源の持続的な、というところが目標に書かれているので、環境基準値を達成できるための栄養塩類管理計画を策定すれば良いということではなくて、あくまでも持続可能な水産資源という部分を焦点に考えて欲しい。目標としている数値は明らかに 2000 年頃かなと私は思う。そのことから言うと、全体のスタートラインであるから、この方向性は間違っていないと思うが、数値的にはスタートラインとしてもかなり低いことを求めているのかなと。大胆にやりつつ、点検をしてきちんと見直していくという方向でお願いしたい。漁業者もその他のところに、施肥試験ということを書いているが、施肥試験の結果によっては、大胆な施肥ができる可能性もあるので、2000 年を目指してやらせていただきたい。

**(事務局) :**

ありがとうございます。2000 年あるいは 2004 年の濃度や供給量を目指すというお話ですが、前回阿保委員からお話がありましたように、生態系のヒステリシスの問題もありま

すので、供給量を増やすだけでは戻らないという可能性も鑑みています。この辺りは研究の蓄積も必要かと考えています。次回以降議論いただきますモニタリングを盛り込みながら、検討していきたいと考えています。

15 ページ目の原則という部分については、今回の管理計画の難しさは、総量規制という制度が残っている中で、ブレーキとアクセルのバランスを鑑みているということもご理解いただきたいです。

**(事務局) :**

15 ページの栄養塩類増加措置の実施者の②の有害物質以外が原則増加しないという部分で、厳しく捉えようと思えば厳しく捉える表現になっていますし、そこまで厳しく厳格にみていくのかというと、そのつもりでもありませんので、ここの表現については検討したいと思いますので、次回ご審議いただきたいと思っています。

**(小林委員) :**

議論となっている BOD の増加については、私がイメージしていたのは、増加しないことではなく、BOD 等が増加することによって環境基準の順守と周辺海域に悪影響が生じないこと、という文章でいいのではないかと。あまり厳しい書き方をしないほうが良いのかと。

突々委員から指摘のあった 1 ページ目の部分は、私も気になっていたが、富栄養化で大問題が起きていた時期は 1970 年代頃だと思ふ。この時期の海域の状況に対して段々改善が進んでいって、水質濃度が低下していって、望ましい水質がいつ頃出たのか。その年度が 2000 年以降かそれ以前かを出して、現状がこうなっていると示す。

望ましい時点が出てきたところでストップをかければ良かった。しかし、私自身経験しているが、それ以前からストップをかけていたが環境省がまだ環境基準を達成していないからとしてどんどん下げる方向でいった。途中でいい加減にしてと止めたのが確か 2010 年ころだった。しかしそうなった段階ではストックが消えてきているので、どんどんそれからも下がってしまう。つまり、発生負荷量の低減と水質濃度の低減とはズレがある。そのことをあまり気付かず下げてしまったことが影響だと思ふ。そのあたりを分かるように説明されてはいかがか。

提案だが、豊かな海としてどうかという議論の中で栄養塩類管理計画を作るわけだが、水質を維持したらそれで良いのか。豊かということは一定の漁業資源が確保されることが必要なので、どういう漁場をターゲットに管理するのか、ノリなのかイカナゴなのか、海域全体の漁業資源なのか、そのターゲットによって対策も違うしモニタリングを行う地点も違ってくると思ふ。その整理をする必要性があり、それをしないと対策が取れない。

最近問題となっているのは、難分解性有機物の問題である。例えば、下水処理場から出てきた排水中の有機物を活性汚泥法で処理するが、処理が終わった段階で難分解性有機物が相当残っている。それを処理するために脱窒素という高度処理を行って落とされている。ところが、管理運転をやることによって、難分解性有機物を分解するということを止めようとしている。すると、止めたところで難分解性有機物は残ってしまっているから、これを海に放流すると、TN は増えるので COD も増える。ところが TN が増えてもいわゆる栄養塩となるべき窒素は増えていない。すると、本来目的としているプランクトン等の栄養塩としては不足したままということになる。TN は増えて、COD は増えたが、しかし漁業は盛んになりませんでした、ということになりかねない。今議論している TN で良いのか、もう少

し突っ込んだ議論が必要なのではないか。企業の選定に違いも出てくる。

企業の新規立地や下水処理場の設置にあたっては、環境アセスや漁業者の皆さんのご意見で、排水口は直接漁場にあたらないように配慮して設置されている。場合によって川に放流している、ポンプアップして河川の上流側で放流し希釈されて海に出るという措置をとっているところもある。今、貧栄養化となってきた段階で逆効果となっている。排水口の位置についての見直しも必要ではないかなという気がする。

**(事務局) :**

(意見としていただく)

**(反田委員) :**

14 ページに対象海域が出ているが、陸域部分の取組エリアはどのようなイメージになっているのか。

現在 0.2mg/L を上回っていても、例えば、大阪湾のⅢ類型も確実に低下傾向にあり、将来的にだいぶ先かもしれないが 0.2mg/L を下回る可能性もあるので、この計画の更新や変更はどのようなタイミングで考えているのか。

突々委員の考え方とも近いが、全窒素 0.2mg/L が目標値となっているが、下限値設定時点の考え方としては、少なくともこれを下回らないようにというリミットのような値であって、下限値を設定した条例では、これを上回る値で望ましい範囲という表現があったと思う。あくまで 0.2mg/L を目指すという話ではなかったと思う。水産用水基準にも出ているが、0.2mg/L になれば基礎生産力がダウンしてしまう閾値に近い。今回の捉え方では 0.2mg/L を上回ればオッキーというイメージを植え付けてしまう。これについての考え方を聞かせて欲しい。

**(事務局) :**

陸域に関する点については、栄養塩類管理計画の検討項目にも挙げているが、対象海域だけではなくて計画区域も選定していくとしている。これは次回以降に議論をお願いしたいが、今回は挙げなかった理由として、陸域部分で栄養塩類増加措置を実施する場所が計画区域としてプラスアルファされるので、本日の審議を踏まえた上で次回にお願いしたい。

大阪湾(ロ)については、現時点では下限値を上回っているが、計画策定後も常時監視とセットにした検証を継続し、特に下限値を下回るということになった場合、将来的には状況に応じて対象海域に含めていくなどの計画の見直しは考えていきたい。

水質目標値の下限値については、既存の指標を選定の根拠にしたと説明しましたが、この下限値についても、科学的や技術的な見地をふまえ、必要に応じて見直しをしていきたい。

**(事務局：環境部長) :**

先ほどの3点目のところについては、実は私もこの資料の表現を初めに見たときに、水質目標値というよりも下限値という、最低でもそこを下回らないことが基本的な考え方ではないかと。特にⅡ類型やⅢ類型でも目指すべき目標値であるとする、幅を持たせて、例えばⅡ類型であれば 0.2 から 0.3mg/L、Ⅲ類型であれば 0.3 から 0.6mg/L という形でいくのかと思ったが、最低限ここを下回らないということで共通で 0.2mg/L と書いています。法律の表現が目標値となっているので、注釈を付けるなど、誤解のないように検討したい。

**(川井委員) :**

大久保委員のコメントにも関連するが、生物の多様性と生産性の両方を担保するという  
ことで、生物多様性の保全・創出について3ページ目に環境配慮型護岸の整備や藻場・干  
潟の再生支援が盛り込まれている。これに関して、大阪湾・播磨灘周辺で実際に藻場がど  
こにあるのか、その藻場の分布を決めている要因が何なのかを考える上で、透明度はやは  
り重要な要因である。事前に見せていただいた資料にはその部分が含まれていなか  
ったので、資料を持参した。現状の大阪湾及び播磨灘の全窒素とCODの濃度についてはお  
およそ相関が見られるが、透明度についてはこれらと必ずしも合わない。すなわち海藻草  
類が生育する沿岸のところと湾の中央部では違いが認められることがあるので、藻場の再  
生を考える上ではこのことも踏まえて検討して欲しい。藻場生態系は沿岸部の生物多様性  
の要であり、また魚介類の生育・再生産の場でもあり、漁業生産でもプランクトン性の餌  
を食べている魚と、底生の海藻についているものを食べている魚は、やはり両方必要だ  
と思うので、そういう観点で追加資料の配布を依頼した。

**(阿保委員) :**

前回の部会の中で、栄養塩類管理に対する生物の応答は複雑なのでモニタリング等をし  
っかりという発言をしたが、栄養塩類管理計画や栄養塩類増加措置の実施に関しては、今  
回示されたTNを基準として管理していくことは非常にわかりやすいし、それしかないか  
と思う。TNだけではなくDINも基準として管理するべき、という考え方もあると思うが、と  
りあえずはこれで良いかと。ただし、実際に生物がどうなるかは、栄養塩類の増加だけ  
では駄目で、それ以外に藻場造成等も含めた幅広い取組が必要である。しかし、このこと  
はもっと先の話となると思うので、ここで議論する栄養塩類管理については、示された方針  
でよろしいかと。モニタリングについては、コストも考えながら、できればTN、DINだけ  
ではなく、生物的なモニタリングも検討して欲しい。

**(泥委員) :**

CODやSSを増やさないということになると、企業としてチャレンジする意欲はかなり削  
がれる。ここで増える分をどこかで減らせと、設備投資まで考慮すると、チャレンジ  
なものにならないということが実情だと思う。そのために、総量規制や瀬戸内法に基づく  
事前評価に関する書面でしっかりと審議するというルールがあるので、私は小林委員の表  
現が良いのではと賛同する。

**(藤田部会長) :**

排水を流すにあたって、それが瀬戸内海直接か河川かは別として、少なくとも何らかの  
形の処理設備は持っているはず。それを正常に動かすことによって基準を守っているはず。  
それに対してここでターゲットにしているのは窒素で、恐らく硝酸性窒素かアンモニア性  
窒素だと思うが、これは処理技術としては独立したものである。硝酸は、ほとんど今のと  
ころ処理ができない物質である。生物処理を入れたときには、硝酸は脱窒ということは  
できるが、例えば亜鉛など金属系のものをもってくると、恐らく凝集沈殿処理等をして  
いると思うが、そうするとアンモニア性窒素や硝酸性窒素は全く取れない。逆に言えば、  
処理技術としてはあまり矛盾していない。アンモニア性窒素だけをなんとか増やして  
欲しいと言われれば、いくつかの企業の例では、アンモニアストリッピングを動かして  
アンモニア性窒素を総量規制に合うように落としているが、それを少し冬場緩めて  
くださいということであれば、他の設備は動かしておいて、アンモニア性窒素  
だけを動かさない、あるいは

緩めていくという対応は可能だと思う。ただ、事務局がまだ十分にそこまで踏み込めないというのは、いくつもの企業があるのでケースバイケースで対応していかなければならないところが難しいところ。各委員からご指摘があったように、門戸を広げておいた方が良いのではないかという発想からの条件でいけば、少し曖昧なところを残しても良いのではないか。一度県と話をしながら、そこで我々の処理技術はこうであるので対応できる・できないという部分が具体的に出てくる気がする。はじめに絞ってしまうのはどうかというご意見は、県としてどう文言として書いていくのかは考える必要があるが、そこから先はかなりケースバイケースの部分が残っている。

**(突々委員) :**

先日、県議会の水産議員連盟と漁業組合長との懇談会に、遠藤部長、菅局長、山本課長にも出ていただいて漁師の声を聞いていただいたが、ノリにしても他の魚にしても、本当に待たなしの状態である。何とか早い対応をしていただきたい。

兵庫漁協の若手の組合員が言っていたが、本当に神戸港の周りからしか魚が出てこないということ。だからここは、今回の下限値で対応する部分では外れても良いが、このような海がものすごく大切に、ここから魚が産まれて育って出ていっている場所であり、悪い場所ではない。本当の湾奥の水の流れないところとは違う。

西播磨の牡蠣養殖の場所は濃度では全く栄養が無いところだ。先日からノリ網が張れない状態で DIN が 1 を下回っているところがほとんど、ようやく 3 から 4 になっているが、1 を下回っている西播海域、赤穂周辺でも、牡蠣養殖ではぐんぐん牡蠣が育っている。これはどういうことかということ、DIN 濃度が漁業生産に結び付くのではなくて、陸域から入っている栄養がプランクトンに変わって、そのプランクトンを食べて牡蠣が育っている。プランクトンが利用しているから海の栄養塩類濃度が下がっているということでもあるので、環境の一瞬の濃度だけで豊かな海であるかは非常に難しいところであるので、物質循環していく中での陸域からの負荷量がしっかりとある海を目指していただきたい。

**(事務局) :**

反田委員から見直しについての質問をいただいたが、法律上は、定期的に県知事が海域の水質モニタリングを行い評価をし、必要に応じて見直すということになっています。我々は点検評価をして、審議会場で報告をして、そろそろ見直すべきではないかというご意見をいただいていく。今回も、良い内容で計画を策定できれば良いが、十分にはならないと思っていますので、更にブラッシュアップするような形で見直していきたい。まずは兵庫県として形にしたいという思いです。

**(杉山委員) :**

下水処理場の脱窒過程を除くことで難分解性有機物の量が増えるかもしれないということについては、有機物の濃度として負荷量に違いが出るかどうか、私もよく知らなかった。

私も 2000 年から 2002 年ころにノリの研究をしており、その時点でかなり問題になっていたし、漁師からも漁獲量も減ってきていると聞いていたので、今回は大きな一歩ではある。しかし、環境基準よりも低い濃度で望ましい海域濃度を設定するという考えで、目標値を定められていることについては、望ましい濃度はもっと高く、環境基準値よりも上になってしまうかもしれないと感じた。

**(藤田部会長) :**

事務局としては非常にまとめにくいとは思いますが、集約できそうな意見ではあると感じているので、次回までにまとめ、整理をして、もう一段ブラッシュアップしてもらいたい。

---

(事務局から資料2-1及び2-1について説明)

※特にコメントなし